

「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」の一部改正について（案）

1 感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針改正の趣旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 115 号。以下「改正法」という。）が平成 28 年 4 月 1 日に全面施行されたことに伴い、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本指針（以下「指針」という。）について法改正事項の追加等の所要の見直しを行うもの。

2 指針改正のポイント

（1）改正法に規定された、

- ・ 五類感染症（麻しん、侵襲性髄膜炎）に係る医師の届出方法の変更（法第 12 条第 1 項関係）
- ・ 五類感染症（季節性インフルエンザ）の患者等の検体等の提出を担当させる指定提出機関制度の創設（法第 14 条の 2 関係）
- ・ 一、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等からの検体の採取等の制度の創設（法第 15 条等関係）

等について、指針に追加。

（2）前回の実質改正から現在までの状況の変化を踏まえた技術的文言修正。

3 指針改正の内容

主に以下の内容について改正する。

- ①五類感染症（麻しん、侵襲性髄膜炎）に係る医師の届出について直ちに全数を把握するものとしたことについて追記（第二関係）
- ②五類感染症（季節性インフルエンザ）の患者等の検体等の提出を担当させる指定提出機関制度の創設について
 - イ 都道府県における提出機関の指定について追記（第二関係）
 - ロ 検査の実施体制の整備について追記（第七関係）
- ③一、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等からの検体の採取等の制度について追記（第三関係）